

金城ふ頭地先公有水面埋立て に係る環境影響評価方法書

要 約 書

（公有水面の埋立て）

平成 2 8 年 2 月

名古屋港管理組合

は　　じ　　め　　に

金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る環境影響評価方法書は、「名古屋市環境影響評価条例」(平成 10 年名古屋市条例第 40 号)第 9 条第 1 項に基づき、平成 27 年 9 月 3 日に名古屋市に提出した「金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る計画段階環境配慮書」(名古屋港管理組合,平成 27 年 9 月)に対する市民等の意見及び市長の意見を踏まえ、対象事業の目的、調査、予測及び評価を行う手法、環境の保全のために配慮した内容等についてとりまとめたものである。本要約書は、その方法書を要約したものである。

目 次

第 1 章	事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
第 2 章	対象事業の名称、目的及び内容	1
2-1	対象事業の名称及び種類	1
2-2	対象事業の目的	1
2-3	対象事業の位置づけ	2
2-4	事業計画の検討経緯	3
2-5	対象事業の内容	6
第 3 章	対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容	12
3-1	建設作業時を想定した配慮	12
3-2	施設の存在・供用時を想定した配慮	12
第 4 章	事業予定地及びその周辺地域の概況	13
4-1	自然的状況	17
4-2	社会的状況	18
第 5 章	対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法	21
第 6 章	評価の手法	31
6-1	環境の保全のための措置の検討	31
6-2	評価の手法	31
第 7 章	環境影響評価手続きに関する事項	32

< 略 称 >

以下に示す条例名等については、略称を用いた。

条 例 名 等	略 称
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」(平成15年名古屋市条例第15号)	「名古屋市環境保全条例」
名古屋市国際展示場	国際展示場
名古屋臨海高速鉄道西名古屋港線	あおなみ線
大気汚染常時監視測定局	常監局

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕名古屋港管理組合

〔代表者〕名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 大村 秀章

〔所在地〕名古屋市港区港町1番11号

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称及び種類

〔名称〕金城ふ頭地先公有水面埋立て

〔種類〕公有水面の埋立て

2-2 対象事業の目的

名古屋港の背後圏には、日本の基幹産業である自動車産業をはじめ、工作機械、航空・宇宙、鉄鋼、電気製品等の産業が集積しており、名古屋港は平成26年において取扱貨物量が13年連続全国1位、貿易黒字額17年連続日本一の港湾として中部地域の「モノづくり」を支えている。特に、名古屋港は背後地域に立地している複数の自動車メーカーの海外への積出基地の機能を担っているほか、中古車輸出や第3国間輸送における積替え（トランシップ^{注）1}）拠点としての機能を有している。近年、名古屋港における完成自動車輸出の全国シェアは4割まで拡大してきており、その役割が益々高まっている。

このような中、金城ふ頭及び弥富ふ頭には、主に完成自動車を取り扱う公共岸壁が集積しているが、用地の不足に伴い、完成自動車の船積み前の仮置きに使用されるモータープール（完成自動車の一時保管用地）が分散・点在しているため、完成自動車の横持ち^{注）2}が発生するなど、非効率な輸送を余儀なくされている。また、近年の自動車運搬船の大型化に伴い、岸壁の水深不足など、港湾機能不足も顕在化しており、完成自動車の輸出（新車・中古車・トランシップ）の需要増加や、自動車運搬船の大型化への対応が求められている。

本事業は、分散・点在している完成自動車取扱機能を集約・拠点化することで、完成自動車の効率的な海上輸送を行い、地域基幹産業の国際競争力の維持・強化を図るため、金城ふ頭地先において16.4haの埋立てを行い、保管施設用地を確保することを目的とする。同時に、切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震等に対応するため、耐震強化岸壁を整備するものである。

注)1:積荷港から荷卸港まで同一船舶で運送されずに、途中の中継港で積替えされること。

2:出荷地から船に載せるまでの輸送の間に別の場所に寄り、荷物の再輸送を行うこと。

2-3 対象事業の位置づけ

(1) 名古屋港の現状と課題

金城ふ頭地区における完成自動車取扱台数の推移

金城ふ頭における完成自動車取扱台数は、平成 21 年はリーマンショックの影響により一時的に落ち込んだものの、現在は順調に回復しており、約 43 万台の完成自動車を金城ふ頭で取り扱っている。

金城ふ頭地区における自動車運搬船の入港状況

金城ふ頭に入港する自動車運搬船の船型は、満載で水深 12m を必要とする 60,000GT^{注)}以上の大型の自動車運搬船の占める割合が増加しており、平成 26 年時点で全体の 25% を占めている。

完成自動車取扱機能の分散・点在

完成自動車の海上輸送には、船積み前、船卸し後の完成自動車を仮置きする広大なモータープールが必要であるが、金城ふ頭地区内にはモータープールとして利用可能な用地が不足していることから、金城ふ頭、弥富ふ頭、空見ふ頭及び稲永ふ頭に分散・点在している。このため、利用者は、ふ頭間における完成自動車の横持ちや自動車運搬船の港内移動が発生するなど非効率な運用を強いられている。

さらに、金城ふ頭地区内では、今後、“LEGOLAND JAPAN”の開業や、国際展示場第 1 展示館の移転等が計画されており、交流拠点としての開発が進み、交流機能と物流機能が混在することから、一般車両と貨物車両の交通動線の分離が求められている。

(2) 事業の必要性

完成自動車取扱量の増加への対応

完成自動車取扱台数のうち、新車の将来需要については今後 10 年間で大きく変化しないが、中古車の需要が高く、輸出台数は増加傾向にあること、また、トランシップの取扱台数が増加している状況を踏まえ、完成自動車取扱量の増加への対応が必要である。

自動車運搬船の大型化への対応

大型の自動車運搬船の占める割合が増加していることを踏まえ、名古屋港は、複数の国内自動車メーカーの相積みによるスケールメリットを活かし、物流コストを削減するため、大型の自動車運搬船への対応を図る必要がある。

交流機能とのすみ分け

金城ふ頭には、従来より国際展示場等があり、交流の場として利用されてきている。今後も、テーマパーク（LEGOLAND JAPAN）の建設や、コンベンション施設（国際展示場第 1 展示館）の移転等、交流機能の開発が計画されており、交流機能と物流機能のすみ分けが必要となっている。これら交流機能の開発と連携し、ふ頭再編を実施する必要がある。

注) GT とは、グロストン数（総トン数）といい、船舶の大きさを示す指標のこと。

2-4 事業計画の検討経緯

(1) 名古屋港港湾計画における検討経緯

完成自動車取扱機能を集約・拠点化し、保管施設用地の確保及び荷役の効率化を図るとともに、交流機能との連携を図りつつ、切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震等にも対応するため、平成 26 年 12 月に港湾計画の一部変更において、金城ふ頭に 16.4ha の埋立計画と船舶の大型化にも対応した水深 12m の耐震強化岸壁を位置づけた。

[一部変更の内容]

- ・自動車専用船の大型化に対応し、完成自動車取扱機能の集約・拠点化を図るため、弥富ふ頭に位置づけられていた岸壁計画を削除し、金城ふ頭に埠頭用地及び耐震強化岸壁を位置づける。



図 2-4-1 名古屋港港湾計画における公共埠頭計画の変更

(2) 事業計画の検討

計画段階環境配慮書における検討

ア 複数案の内容及び設定経緯

本事業では、前述の名古屋港港湾計画の一部変更（平成 26 年 12 月）において、埋立地の位置、規模、形状及び土地利用が位置づけられている中で、主要な工作物である岸壁の構造については、当該水域の特性等を踏まえた上で、設置可能な構造として、「重力式」と「栈橋式」の 2 案を検討していることから、これを複数案として設定した。

複数案の内容及び標準断面図を図 2-4-2 に示す。

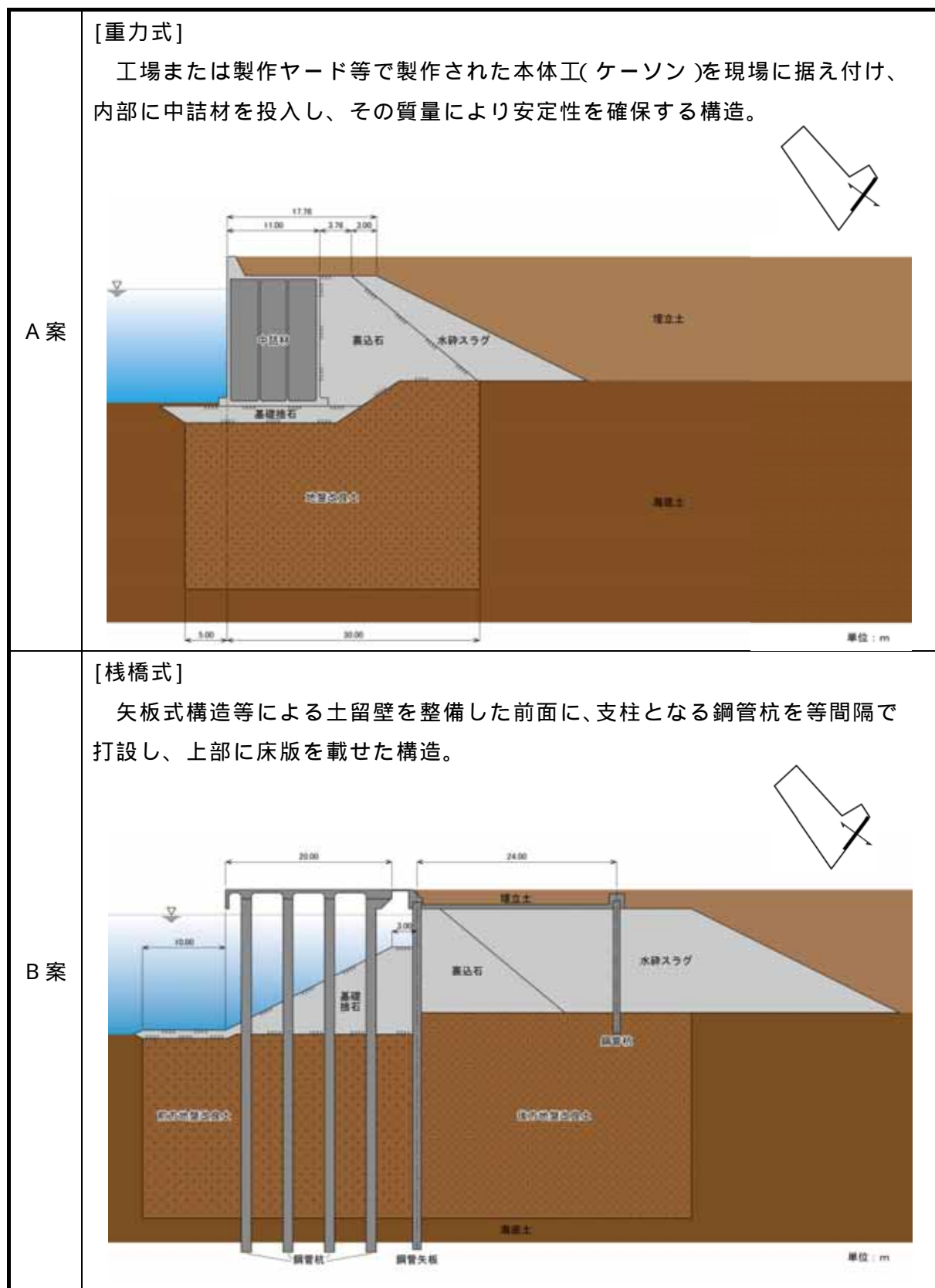


図 2-4-2 標準断面図

イ 計画段階配慮事項の抽出

本事業では、工事中の水面の埋立てに伴い濁りの発生が懸念される。事業特性及び地域特性を踏まえ、本事業の実施に伴い重大な影響のおそれのある環境要素として、工事中の水質・底質を抽出し、計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価を行った。

ウ 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の概要

事業実施想定区域周辺における水質の現況について、既存資料調査を行った。

複数案において、工事中に発生する水質汚濁物質の発生量（浮遊物質発生量）を予測した結果、A案（重力式）は最大で8,529kg/日、B案（栈橋式）は最大で22,774kg/日であり、水質・底質への影響はA案が小さいと判断された。

事業の実施にあたっては、護岸工及び埋立工の浮遊物質発生量が多い工程において、汚濁防止柵や汚濁防止膜を設置し、濁りの拡散を抑制する等の環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めることとした。

また、環境影響を回避・低減するための方向性として、汚濁防止柵や汚濁防止膜の設置による濁りの拡散防止等を示した。

計画段階環境配慮書提出以降の検討

ア 名古屋港港湾計画の改訂

名古屋港港湾計画は、前回の改訂（平成12年4月）から10年以上経過し、目標総取扱貨物量も超えていることなどから、計画段階環境配慮書提出後の平成27年12月に改訂が行われた。港湾計画は港湾のマスタープランであり、今後の港湾開発の指針となるものである。今回の改訂において、金城ふ頭は、将来需要として今後増加の見込まれる中古車やトランシップへの対応のため、岸壁や物流用地等をより一層拡充するとともに、フェリーや大型の旅客船に対応した岸壁を位置づけており、交流機能と物流機能の更なる分離を図るため、ふ頭の再編を目指している。

これらの計画は、社会、経済状況、貨物動向を見極め、事業の必要性、緊急性を踏まえ、適宜、事業化に向けた取り組みを進めるものである。

イ 事業計画の決定

本事業では、上述の港湾計画改訂内容のうち、必要性・緊急性の高さから、既定計画（平成26年12月一部変更）である金城ふ頭公有水面地先16.4haの埋立てについて、事業化することとした。

また、計画段階環境配慮書において検討した岸壁構造に係る事業計画の複数案については、今後、経済性や社会性等を含め総合的に検討し、岸壁構造を決定していく。検討結果については、環境影響評価準備書に示す予定である。

なお、事業予定地の位置、規模、形状、土地利用等についての変更は無く、岸壁構造の何れに関わらず、環境影響評価方法書において検討する環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法に違いはないことから、複数の事業計画を維持した状態で環境影響評価方法書を作成することとする。

2-5 対象事業の内容

(1) 事業予定地の位置

名古屋市港区金城ふ頭三丁目地先公有水面（図 2-5-1 参照）

(2) 事業規模

〔埋立区域の面積〕 16.4ha

(3) 事業計画の概要

基本方針

本事業を進めるにあたっては、以下の事項を基本方針としている。

- ・大型船舶を活用した、効率的な完成自動車輸送への対応に必要な保管施設用地を確保する。
- ・大規模地震が発生した場合において、緊急物資の輸送機能を確保するため、大規模地震対策施設を整備する。

土地利用計画

土地利用計画の概要を表 2-5-1 及び図 2-5-2 に示す。

本事業においては、金城ふ頭地先に 16.4ha のふ頭用地を整備するとともに、緊急物資の輸送機能を確保するため、公共耐震強化岸壁を整備する。

表 2-5-1 土地利用計画の概要

用途	面積	その他施設
ふ頭用地	16.4ha	公共耐震強化岸壁 水深 12m 岸壁 1 バース 延長 260m

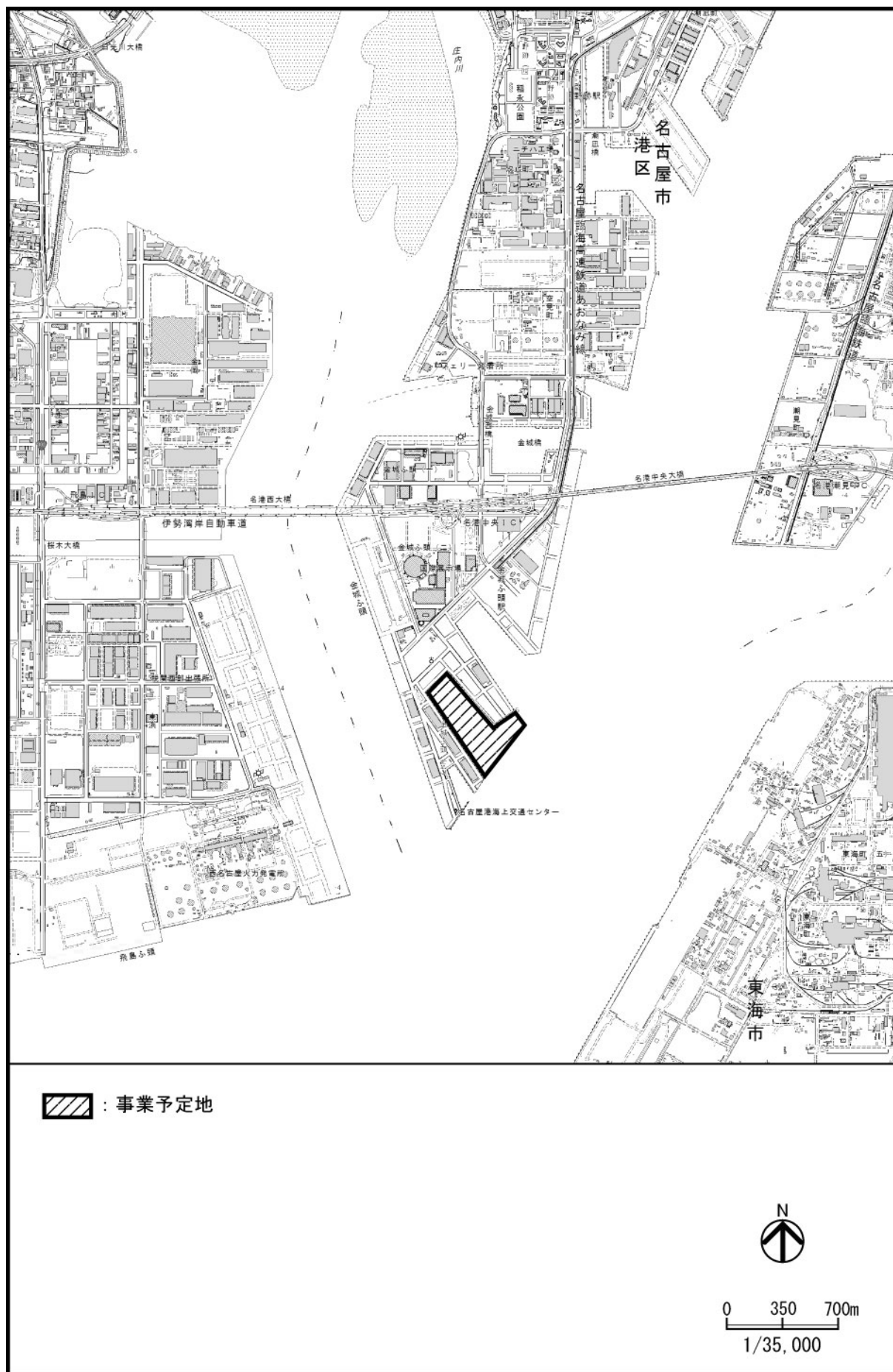


図 2-5-1 事業予定地の位置

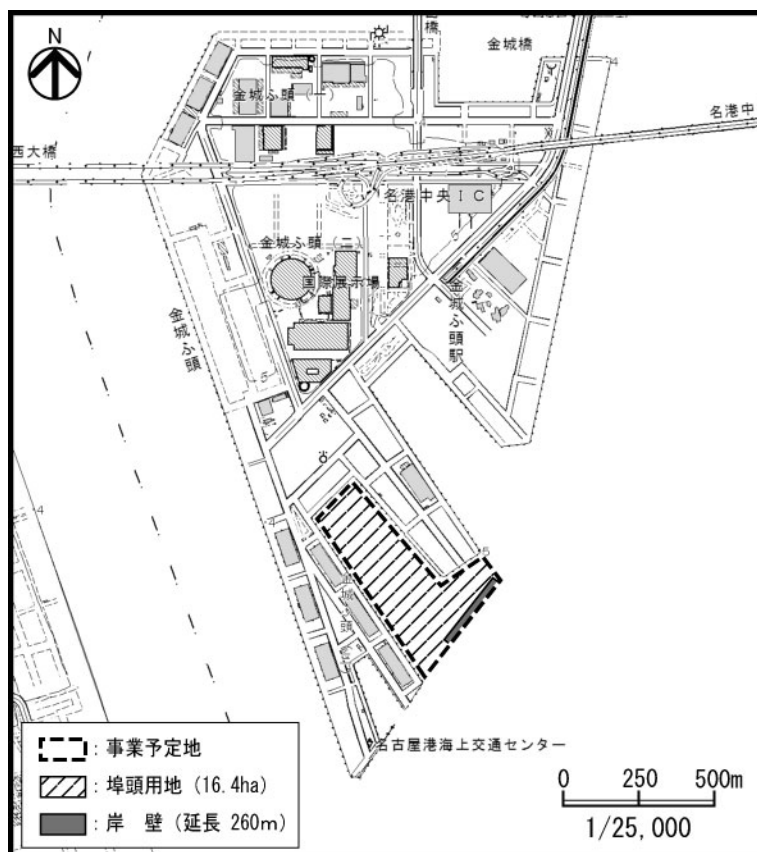


図 2-5-2 土地利用計画の概要

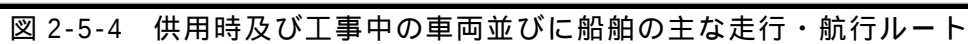
埠頭用地は、国内で生産された新車や中古車だけでなく、海外からのトランシップを含む完成自動車の取扱拠点として、平面的なモータープールとしての利用を予定している。



図 2-5-3 埠頭用地利用イメージ図

供用時の新施設関連車両及び船舶の主な走行・航行ルート

供用時の新施設関連車両及び船舶の主な走行・航行ルートは図 2-5-4 に示すとおりである。



供用開始予定時期

平成 30 年代半ばを目標とする。

工事予定期間

工事工程の概要を表 2-5-2 に示す。なお、岸壁構造を重力式、栈橋式の何れにした場合でも、表 2-5-2 に示す工事工程に変化はない。

表 2-5-2 工事工程の概要

年次 項目	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	7 年次
護岸工							
埋立工							

工事中の関係車両及び船舶の主な走行・航行ルート

工事関係車両及び船舶の主な走行・航行ルートは、前掲図 2-5-4 に示すとおりである。

工事施工手順

岸壁構造を重力式とした場合（A案）と、栈橋式とした場合（B案）における施工手順を図2-5-5に示す。

A案は、岸壁周辺の地盤改良工事を行った上で、グラブ浚渫船^{注)1}を用いて岸壁基礎の床掘を行う。次に、ガット船^{注)2}を用いて基礎捨石の投入を行い、その上部に起重機船^{注)3}を用いてケーソン^{注)4}（本体）を据え付ける。その後、ケーソンの裏側（陸地側）で、ガット船等を用いて裏込石等を投入する。護岸を完成させ、埋立区域と外海を遮断した後、土運船により浚渫土砂を運搬し、揚土船を用いて投入し埋立てる。

B案は、岸壁周辺の地盤改良工事を行った上で、杭打船を用いて控え杭及び本体鋼管矢板を打設する。タイロッド^{注)5}の敷設後、ガット船を用いて裏込石等を投入する。その後、杭打船を用いて栈橋部の鋼管杭を打設し、ガット船を用いて基礎捨石を投入する。護岸を完成させ、埋立区域と外海を遮断した後、土運船により浚渫土砂を運搬し、揚土船を用いて投入し埋立てる。

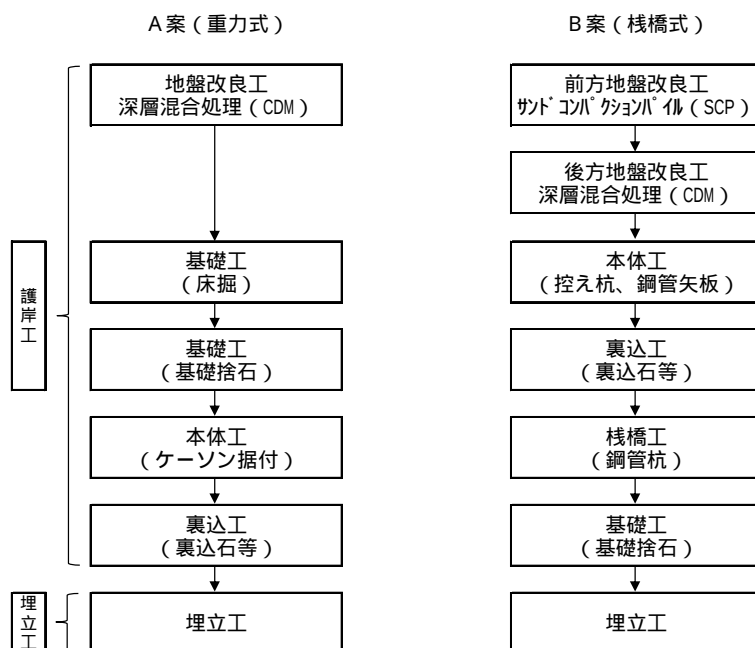


図 2-5-5 工事の施工手順

注)1: グラブバケットによって水底土砂をつかみ揚げ、土運船に積載する浚渫船のこと。

2: 砂、砂利、石材等の工事用資材を輸送する作業船のこと。

3: 重量物のつり揚げを行う作業船のこと。

4: 構造物を構築する際に用いられるコンクリート製又は鋼製の大型の箱のこと。

5: 矢板工法などで、矢板の上部付近に取り付け、土圧を控え板などに伝える丸鋼棒のこと。

第3章 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容

3-1 建設作業時を想定した配慮

共通	・護岸工及び埋立工の浮遊物質発生量が多い工程において、汚濁防止柵や汚濁防止膜を設置し、濁りの拡散を抑制する。
	・大気汚染物質排出量の多い建設機械や、大きな音や振動を発生する建設機械が同時に多数稼働することのないような工事計画に努める。
	・建設機械については、低騒音・低振動型や排出ガス対策型機械の使用に努める。
	・特定建設作業については、規制基準を遵守し、その他の作業についても、特定建設作業に係る規制基準値を下回るよう努める。
	・主に海上施工とし、工事関係車両台数を少なくすることで、大気汚染、騒音、振動等の公害の発生を抑制する。同時に、事業予定地周辺の歩行者等に対する交通安全への影響や、事業予定地周辺の道路への交通負荷を低減する。
	・工事関係車両の運転者に対し、適正な走行、アイドリングストップの遵守を指導、徹底する。
	・工事の実施に伴い発生する廃棄物について「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、建設廃材の分別回収、再資源化、減量化に努める。
A 案	・グラブ浚渫船及びガット船のバケット容量の最適化や、浮遊物質発生量の多い建設機械が、同時に稼働することがないような工事計画とすること等により、浮遊物質発生量の平準化に努める。
	・本体工が工場製作による一体型であるため、事業予定地周辺での大気汚染物質排出量の低減が見込める。
B 案	・地盤改良工など複数の建設機械が稼働する際には、建設機械を適正に配置することにより、浮遊物質発生量の平準化に努める。
	・建設機械の点検、整備により性能維持に努める。

3-2 施設の存在・供用時を想定した配慮

共通	・整備する岸壁を耐震強化岸壁とすることで、大規模地震発生時において当該事業に起因する二次災害の発生を防止する。
	・施設利用事業者に対し、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づく中継施設管理者として車種規制非適合車の不使用について周知する。

注) 上表の「共通」「A 案」「B 案」の区分は以下のとおり。

<共通>: 複数案に共通の事項

<A 案>: A 案のみに該当する事項

<B 案>: B 案のみに該当する事項

第4章 事業予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は、図4-1に示すとおり、名古屋市港区に位置し、現在、主に貨物船が自動車や資材等を輸送する公有水面として利用されている。

事業予定地が位置する金城ふ頭は、貨物船が接岸する商港機能のほか、国際展示場やリニア・鉄道館など、市民等が利用する施設もある。

名古屋市は、この金城ふ頭内に“モノづくり文化”を発信・継承するため、「産業技術」をテーマとして人々が交流する拠点を創出する「モノづくり文化交流拠点構想」を計画している。この構想における“モノづくり文化交流拠点全体エリア”内に、民間事業者によるテーマパーク“LEGOLAND JAPAN”が建設されることが公表されており、現在、その建設工事が行われている。

事業予定地は、この“モノづくり文化交流拠点全体エリア”の南に位置している。

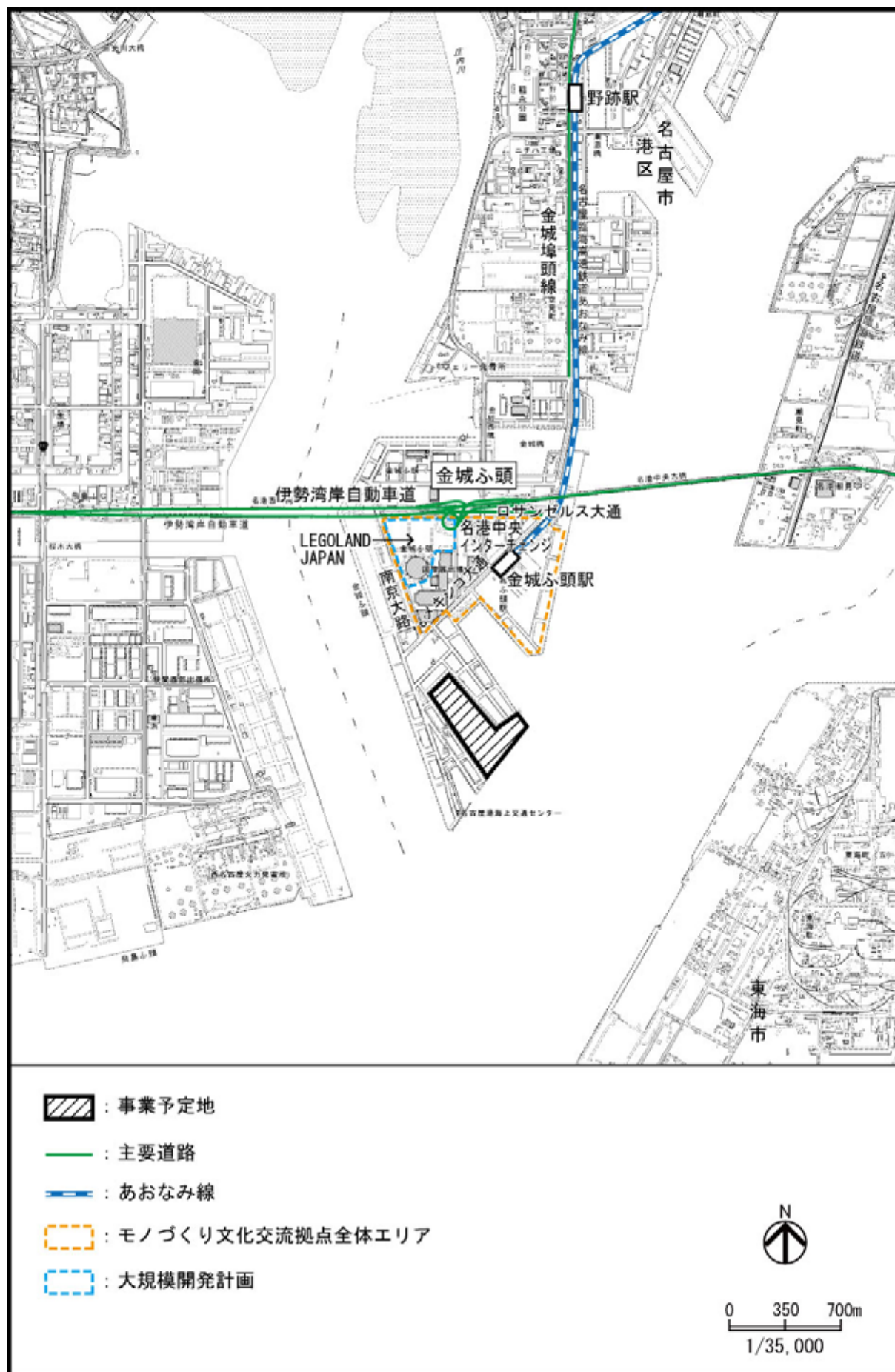


図 4-1 事業予定地とその周辺地域

事業予定地及びその周辺地域の概況を整理する区域として、工事中の騒音、水質、安全性及び供用時の安全性の影響範囲に着目し、街区を考慮して、表 4-1 及び図 4-2 に示す区域（以下、「調査対象区域」という。）を設定した。

表 4-1 調査対象区域

区 名	学 区 名
港 区	野跡学区の一部

以降は、この調査対象区域を中心に、事業予定地周辺の地域特性を「自然的状況」及び「社会的状況」に分けて整理した。

資料の整理に当たっては、学区毎の区分ができるものについては野跡学区について、区の詳細データしか得られないものについては港区について行った。

資料の収集は、平成 27 年 10 月末の時点で入手可能な最新の資料とした。

4-1 自然的状況

(1) 地形・地質等の状況

調査対象区域は、明治 34 年から平成 3 年にかけて埋立てが行われた区域であり、事業予定地の位置する金城ふ頭は、昭和 37 年から平成 3 年にかけて埋立てが行われた区域である。

調査対象区域のうち、陸域部（以下、「調査対象区域（陸域部）」という。）及びその周辺の表層地質は、未固結堆積物である。海底の地質は、泥が広く分布している。

事業予定地周辺の海岸線は、人工海岸となっている。調査対象区域周辺に藻場はない。調査対象区域の北北西には藤前、新川口、庄内川口の干潟（その大半がラムサール条約登録湿地）が、北西には飛島干潟がある。

(2) 水環境の状況

伊勢湾及び三河湾西部の潮流は、ほぼ地形に沿って流れている。上げ潮流は湾奥へ向かい、下げ潮流は湾口に向かって流れている。

調査対象区域及びその周辺における平成 26 年度の水質調査結果のうち、生活環境項目は、環境基準もしくは環境目標値に適合していない項目があるが、健康項目は測定項目全てで環境基準に適合している。また、底質調査結果について、暫定除去基準の定められている PCB は基準値を下回っている。

(3) 大気環境の状況

事業予定地に比較的近い常監局における平成 26 年度の大気質調査結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は環境基準を達成しているが、光化学オキシダント及び微小粒子状物質については環境基準を達成していない。

(4) 動植物及び生態系の状況

事業予定地の周辺海域において、動物・植物プランクトン、底生生物（動物）、付着生物（動物・植物）、魚卵・稚仔魚、魚介類及び鳥類の現地調査が行われている。調査の結果、環境省レッドデータブック等の選定基準に基づく重要な種として、海棲哺乳類 1 種、鳥類 12 種、軟体動物 1 種の計 14 種が確認されている。

事業予定地は、陸域部、海域部ともに人為的影響を強く受けた環境となっており、そこに成立する生態系も貧弱であると考えられる。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

調査対象区域（陸域部）の大半は、工業施設や供給・処理・運輸施設等が占める埋立地であり、特筆すべき景観資源は存在しない。また、調査対象区域（陸域部）の大半は、工業施設や供給・処理・運輸施設等が占める埋立地であり、事業予定地の位置する金城ふ頭には、人と自然との触れ合いの活動の場としての機能はない。

4-2 社会的状況

(1) 人口及び産業

事業予定地を含む金城ふ頭の平成 22 年の人口は「0」である。

名古屋市及び野跡学区における事業所数は、第三次産業の割合が高くなっている。

(2) 土地利用

調査対象区域の建物用途は、工業施設用地及び供給・処理・運輸施設用地が多く、北側には住居施設用地がある。事業予定地の周囲には、供給・処理・運輸施設用地が点在している。

調査対象区域（陸域部）の用途地域をみると、事業予定地の位置する金城ふ頭の一部に商業地域が、北側には第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域の指定があるが、その他は工業地域に指定されている。また、調査対象区域（陸域部）は、北側の一部を除き、臨港地区に指定されている。

(3) 水域利用

事業予定地の海域は、名古屋港港湾区域及び名古屋港港域に指定されている。また、北航路、中航路、西航路及び東航路の 4 航路が設定されている。

(4) 交通

鉄道の状況について、調査対象区域には、あおなみ線が通っている。事業予定地は、金城ふ頭駅の南側に位置している。道路の状況について、調査対象区域には、一般国道 302 号（伊勢湾岸道路）及び主要市道金城埠頭線が通っている。

海上交通について、名古屋港には、高潮防波堤開口部を通る東航路及び西航路と、それらに接続する北航路がある。

(5) 地域社会等

調査対象区域には、保育所及びコミュニティ施設がそれぞれ 1 箇所ある。また、都市計画公園である稲永公園がある。

調査対象区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）等により規定された文化財はない。

事業予定地を含む金城ふ頭は、公共下水道が整備されておらず、現況の各施設は、浄化槽により汚水进行处理し、既設の雨水排水管に接続している状況である。

(6) 関係法令の指定・規制等

調査対象区域が適用区域等に該当する、主な関係法令等を表 4-2～表 4-5 に示す。

表 4-2 主な公害関係法令等

区 分		法 令 等	該当基準等
環 境 基準等	大気汚染	環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)	大気汚染に係る環境基準
			有害大気汚染物質に係る環境基準
			微小粒子状物質に係る環境基準
		名古屋市環境基本条例(平成 8 年名古屋市条例第 6 号)	大気汚染に係る環境目標値
	騒 音	環境基本法	騒音に係る環境基準
	水質汚濁	環境基本法	人の健康の保護に関する環境基準
			生活環境の保全に関する環境基準
			地下水の水質汚濁に係る環境基準
		名古屋市環境基本条例	水質汚濁に係る環境目標値
	土壌汚染	環境基本法	土壌の汚染に係る環境基準
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)	ダイオキシン類に係る環境基準
規 制 基準等	騒 音	騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)及び名古屋市環境保全条例	特定工場等に係る規制基準
			特定建設作業に係る規制基準
		騒音規制法	自動車騒音の限度
	振 動	振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)及び名古屋市環境保全条例	特定工場等に係る規制基準
			特定建設作業に係る規制基準
		振動規制法	道路交通振動の限度
	悪 臭	悪臭規制法(昭和 46 年法律第 91 号)及び名古屋市環境保全条例	濃度規制基準
	水質及び底質	水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)	伊勢湾における化学的酸素要求量、窒素及びりんの総量規制基準
		水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)	水質汚濁に係る排水基準
		水質汚濁防止法、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例	業種別の上乗せ排水基準
		海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)	排出しようとする水底土砂に係る判定基準
		底質の暫定除去基準について(環水管第 119 号 昭和 50 年環境庁水質保全局長通達)	底質の暫定除去基準
		水産用水基準(社団法人 日本水産資源保護協会)	海域の魚介類への濁りの人為的添加の基準

表 4-3 主な廃棄物関係法令

区 分	法 令 等
事業系廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
	名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）
建設廃材等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）
	建設廃棄物適正処理マニュアル
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
	あいち建設リサイクル指針

表 4-4 主な自然環境関係法令

区 分	法 令 等
特定猟具使用 禁止区域	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）

表 4-5 防災関係法令

区 分	法 令 等
災害危険区域	名古屋市臨海部防災区域建築条例（昭和 36 年名古屋市条例第 2 号）
防火地域及び 準防火地域	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

(7) 環境保全に関する計画等

調査対象区域が対象となる、環境保全に関する主な計画等を表 4-6 に示す。

表 4-6 環境保全に関する主な計画等

区 分	計 画 名 等
計画等	愛知地域公害防止計画
	愛知県環境基本計画
	名古屋市環境基本計画
	名古屋港港湾環境計画
	水の環復活 2050 なごや戦略
	低炭素都市 2050 なごや戦略
	生物多様性 2050 なごや戦略
	低炭素都市なごや戦略実行計画
	ごみ減量化・再資源化行動計画
	名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法

事業特性を踏まえて抽出した影響要因に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を表5-1のとおり選定した。また、選定した環境要素の調査及び予測の手法を表5-2に示す。なお、本事業は、岸壁の構造についてA案（重力式）とB案（栈橋式）の複数案が存在するが、何れの構造においても、影響要因及び環境要素に違いはない。

表 5-1 環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連

環境要素の区分	影響要因の区分	工 事 中			存在・供用時		
	細区分	水面の埋立て	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	埋立地の存在	新施設の供用	新施設関連車両の走行
A 大気質	二酸化窒素	-	●	●	-	●	●
	浮遊粒子状物質	-	●	●	-	●	●
	二酸化硫黄	-	●	-	-	●	-
B 悪 臭	特定悪臭物質及び臭気指数	●	-	-	-	-	-
C 風 害	-	-	-	-	-	-	-
D 騒 音	建設作業騒音	-	●	-	-	-	-
	道路交通騒音	-	-	●	-	-	●
E 振 動	建設作業振動	-	●	-	-	-	-
	道路交通振動	-	-	●	-	-	●
F 低周波音	-	-	-	-	-	-	-
G 水質・底質	浮遊物質量	●	-	-	-	-	-
	水象	-	-	-	●	-	-
	化学的酸素要求量	-	-	-	●	-	-
H 地下水	-	-	-	-	-	-	-
I 土 壌	-	-	-	-	-	-	-
J 地 盤	-	-	-	-	-	-	-
K 地形・地質	-	-	-	-	-	-	-
L 日照障害	-	-	-	-	-	-	-
M 電波障害	-	-	-	-	-	-	-
N 地域分断	-	-	-	-	-	-	-
O 安全性	交通安全	-	-	●	-	-	●
P 廃棄物等	廃棄物等	●	-	-	-	-	-
Q 植 物	重要な海生植物	●	-	-	●	-	-
R 動 物	重要な動物 注目すべき生息地	●	-	-	●	-	-
S 生態系	地域を特徴づける生態系に応じた注目種等	●	-	-	●	-	-
T 緑 地	-	-	-	-	-	-	-
U 水循環	-	-	-	-	-	-	-
V 景 観	-	-	-	-	-	-	-
W 人と自然との 触れ合いの活動の場	-	-	-	-	-	-	-
X 文化財	-	-	-	-	-	-	-
Y 温室効果ガス等	温室効果ガス	-	●	●	-	●	●
Z ヒートアイランド現象	-	-	-	-	-	-	-

表 5-2(1) 環境影響評価手法の概要

環境要素	調 査 事 項	デ ー タ 収 集		現地調査 地点	予 測 事 項	予 測 方 法
		既存資料	現地調査			
大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び 二酸化硫黄濃度 風向、風速、日射量及び雲量 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別 自動車交通量）	○	○	図 5-1 (自動車 交通量)	建設機械（陸上及び海上）の稼働による大気汚染物質濃度	大気拡散モデルに基づく予測
					工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度	
					使用船舶の稼働による大気汚染物質濃度	
					新施設関連車両の走行による大気汚染物質濃度	
悪 臭	特定悪臭物質、臭気指数	-	○	図 5-1	浚渫土砂を用いた水面の埋立てによる悪臭の影響	工事計画、類似事例等に基づく予測
騒 音	環境騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）） 道路交通騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）） 自動車交通量（時刻別、車種別、方向 別自動車交通量）	○	○	図 5-1	建設機械の稼働による騒音レベル	「日本音響学会 建設工事騒音予測 “ ASJ CN-Model 2007 ”」に基 づく予測（機械別予測）
					工事関係車両の走行による騒音レベル	「日本音響学会 道路騒音予測法 “ ASJ RTN-Model 2013 ”」に基 づく予測
					新施設関連車両の走行による騒音レベル	
振 動	環境振動（時間率振動レベル（ L_{10} ）） 道路交通振動（時間率振動レベル（ L_{10} ）） 地盤卓越振動数	○	○	図 5-1	建設機械の稼働による振動レベル	振動伝搬理論式に基づく予測
					工事関係車両の走行による振動レベル	旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測
					新施設関連車両の走行による振動レベル	
水質・底質	事業予定地周辺の公共用水域の水質の 現況、事業予定地周辺の水象の概況、 浮遊物質、化学的酸素要求量、流況	○	○	図 5-2	工事中に発生する水質汚濁物質の排出量及び濃度	数値モデル（数値シミュレーションモデル）に基づく予測
					埋立地の存在による水象の変化	
					埋立地の存在による化学的酸素要求量の変化	事業計画及び流況変化に基づく予測
安全性	交通量の状況 交通事故の発生状況 通学路の指定状況 自動車交通量 交通安全施設、交通規制の状況	○	○	図 5-3	工事関係車両の走行による交通安全への影響	工事計画に基づく予測
					新施設関連車両の走行による交通安全への影響	事業計画に基づく予測
廃棄物等	-	-	-	-	工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量	発生原単位及び工事計画から発生量並びに再資源化量を推計
植 物	植物プランクトン、付着生物（植物）	○	○	図 5-2	水面の埋立てによる海生植物への影響	工事計画に基づく予測
					埋立地の存在による海生植物への影響	事業計画、流況及び水質変化に基づく予測
動 物	動物プランクトン、底生生物（動物） 付着生物（動物） 魚卵・稚仔魚、 魚介類、鳥類	○	○	図 5-2 図 5-4	水面の埋立てによる動物への影響	工事計画に基づく予測
					埋立地の存在による動物への影響	事業計画、流況及び水質変化に基づく予測
生態系	動植物その他の自然環境に係る概況	○	-	-	水面の埋立てによる生態系への影響	工事計画に基づく予測
					埋立地の存在による生態系への影響	事業計画、流況及び水質変化に基づく予測

表 5-2(2) 環境影響評価手法の概要

環境要素	調 査 事 項	データ収集		現地調査 地点	予 測 事 項	予 測 方 法
		既存資料	現地調査			
温室効果 ガス等	-	-	-	-	工事に伴い発生する温室効果ガス発生量	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計
					新施設の供用等に伴い発生する温室効果ガス発生量	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計

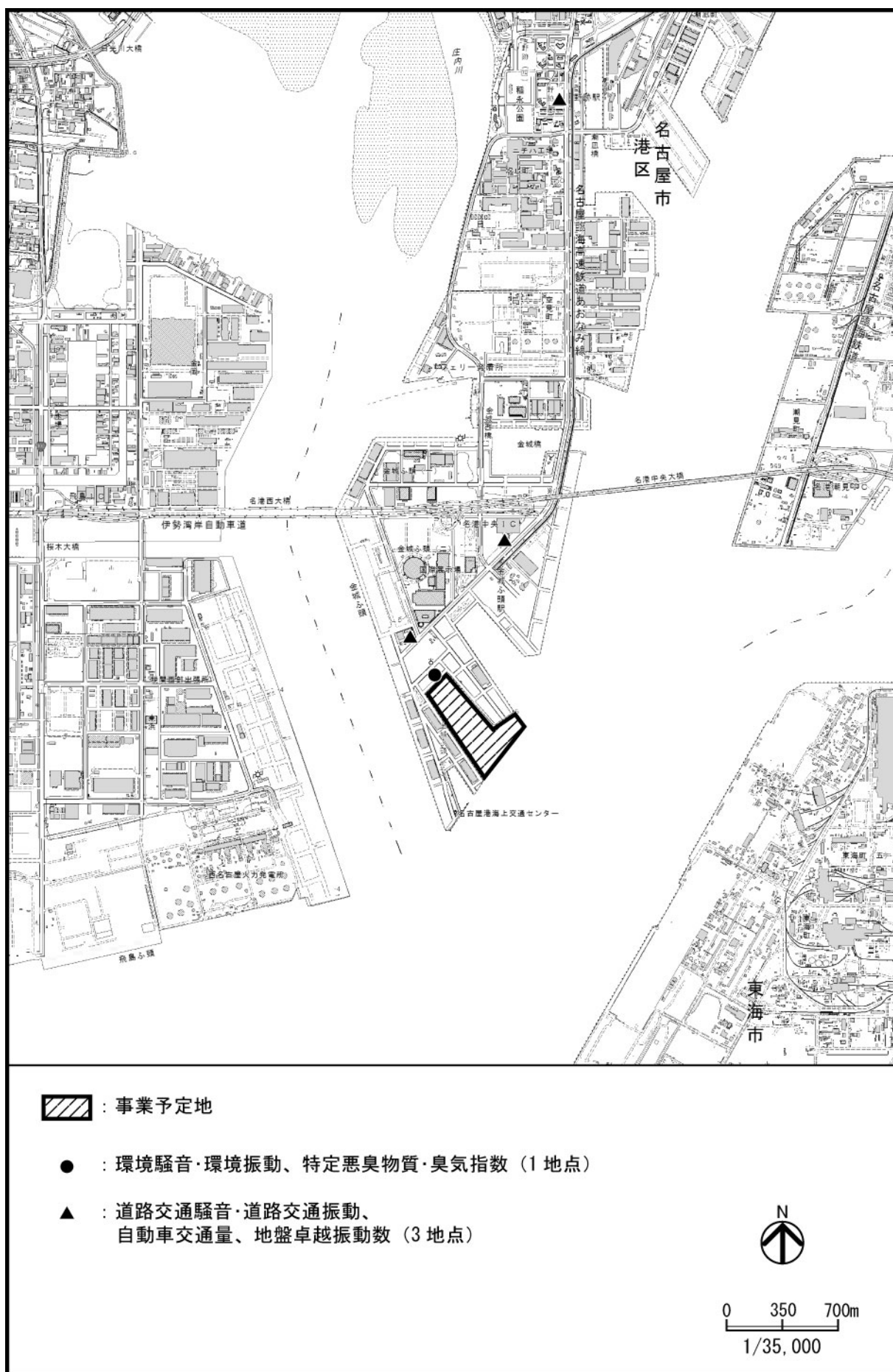


図 5-1 現地調査地点図（大気質、悪臭、騒音、振動）

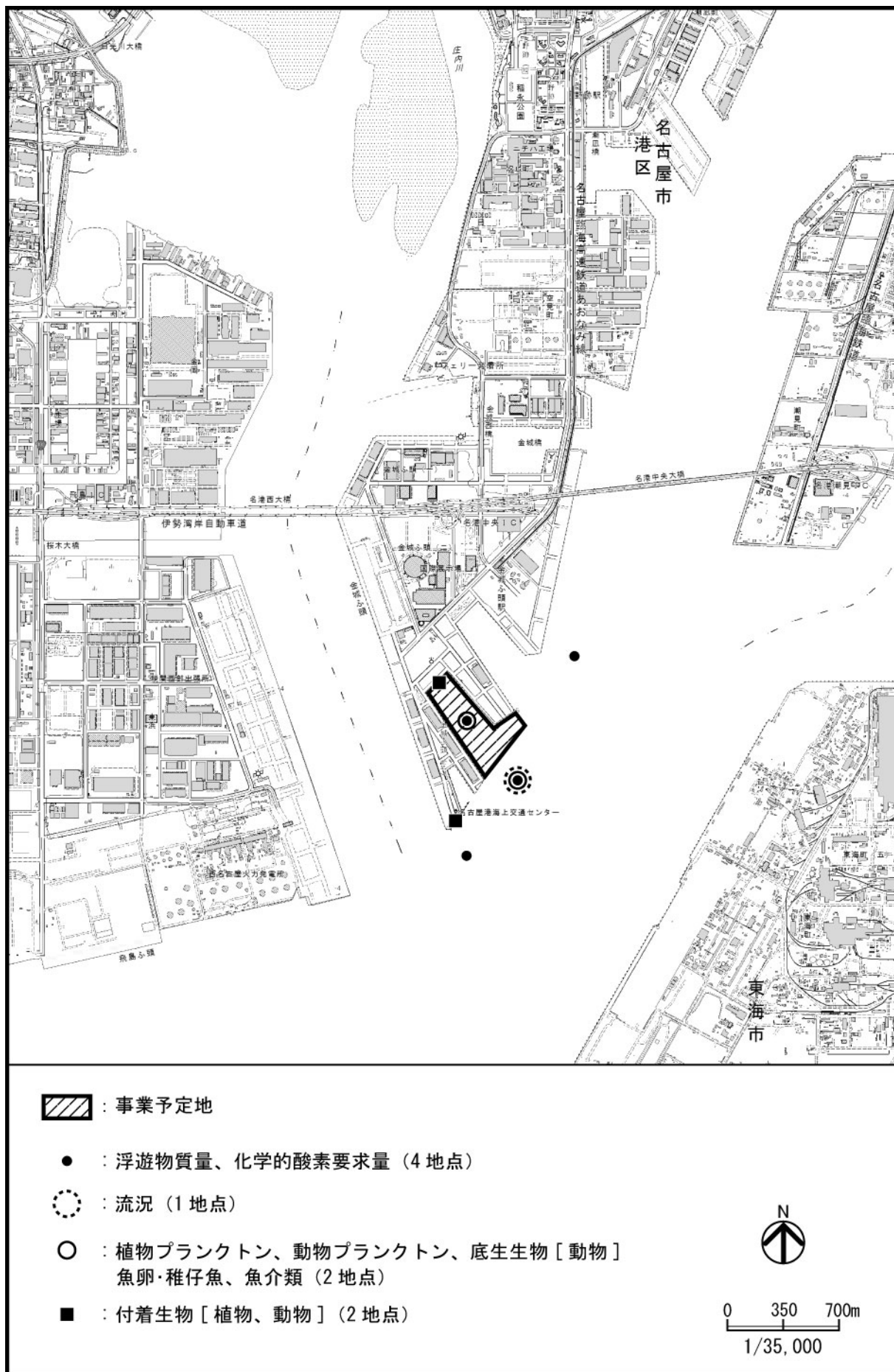


図 5-2 現地調査地点図 (水質・底質、植物、海域動物)

第6章 評価の手法

6-1 環境の保全のための措置の検討

予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外には、次のことを目的として環境の保全のための措置を検討する。

- (1) 事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避または低減する。
- (2) 国、愛知県または名古屋市による基準または目標の達成に努める。

6-2 評価の手法

調査、予測及び6-1で行った環境の保全のための措置の検討結果を踏まえ、次に示すことを明らかにして、環境保全の見地から適正な配慮を行う。

- (1) 事業の内容や地域の状況に応じ、検討した環境の保全のための措置について複数案を比較検討することや、より良い技術の導入を検討することなどにより、事業の実施による環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。

該当する環境要素：大気質、悪臭、騒音、振動、水質・底質、安全性、廃棄物等、植物、動物、生態系、温室効果ガス等

- (2) 環境基準や目標値が示されている環境要素については、調査、予測結果との整合性について評価する。

該当する環境要素：大気質、悪臭、騒音、振動、水質・底質

- (3) (1)、(2)を踏まえ、環境要素ごとの予測、評価結果の概要を一覧表とし、他の環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討するなど、総合的に評価する。

第7章 環境影響評価手続きに関する事項

本事業の手続きは、図 7-1 の流れに従い、現在、環境影響評価方法書を提出した段階である。

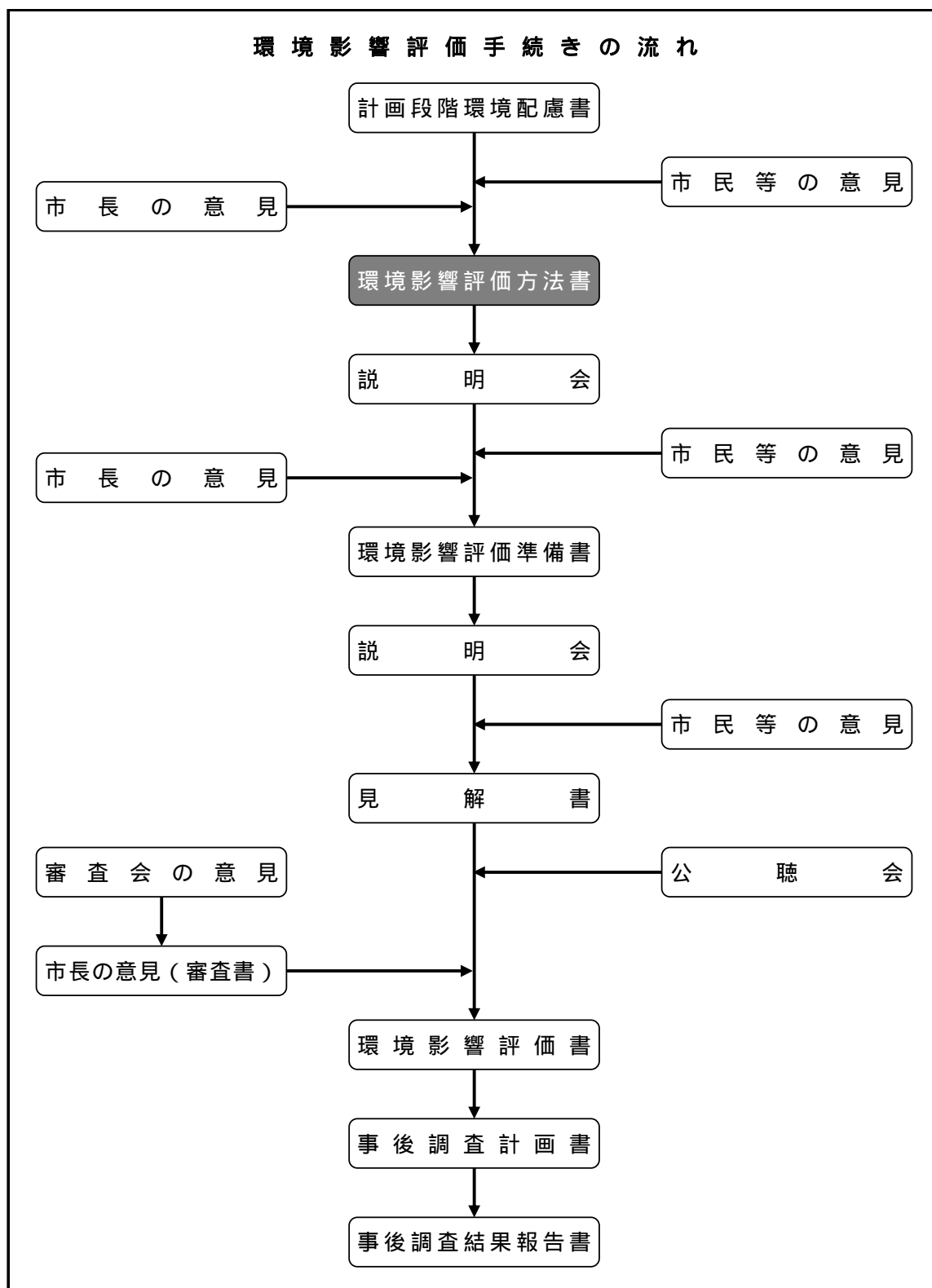


図 7-1 環境影響評価手続きの流れ

計画段階環境配慮書に対する市民等の意見数及び市長の意見（配慮意見書）数は、表 7-1 に示すとおりである。

表 7-1 市民等及び市長の意見数

事 項	意見の項目	意見数
配慮書に対する 市民等の意見 【提出件数：2件】	対象事業の名称、目的及び内容	20
	事業実施想定区域及びその周辺地域の概況	5
	計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	6
	環境配慮方針	5
市長の意見 （配慮意見書）	対象事業の内容に関する資料	2
	環境影響評価項目の選定	1
	各環境要素に関する事項	3
	その他	2

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25,000 を複製したものである。(承認番号 平 27 情複、第 877 号)

本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要がある。

本書は、再生紙を使用しています。